

(3) 貸切バスの車両火災

6月25日(月)午後3時頃、石川県において、同県に営業所を置く貸切バスが乗客32名を乗せて運行中、後続車の運転者から当該バスのエンジンルームからの発煙を知らされたため、当該バスを停車して乗客を避難させるとともに、警察、消防に通報した後、当該バスに備えられていた消火器を用いて消火した。この火災による負傷者はなし。

なお、当該バスのマフラーに溶けたプラスチックが付着していたことから、何らかの原因によりエンジンルーム内にプラスチック製のものが入り込んでいた模様。

(4) タクシーと原動機付き自転車が衝突した事故

6月24日(日)午前0時15分頃、広島県において、同県に営業所を置くタクシーが空車で走行中、交差点を直進しようとしたところ、当該タクシーから見て左方から当該交差点に進入してきた原動機付き自転車が当該タクシーの左側面に衝突した。

この事故により、当該原動機付き自転車の運転者が死亡した。

事故当時、当該交差点の信号機は当該タクシー側が青であった模様。

(5) タクシーと自転車が衝突した事故

6月24日(日)午後9時55分頃、大阪府において、府内に営業所を置くタクシーが空車で走行中、交差点を直進したところ、当該タクシーから見て右方から当該交差点に進入してきた自転車と衝突した。

この事故により、当該自転車に乗っていた男性が死亡した。

事故当時、当該タクシーの運転者は、当該交差点の赤信号に従い左車線に停車していたが、信号青に変わったため当該交差点内に直進したところ、自転車が当該交差点を横断してきた模様。

(6) 個人タクシーがオートバイに追突した事故

6月25日(月)午後11時55分頃、大阪府において、個人タクシーが空車で走行中、停車中のオートバイに追突した。

この事故により、オートバイの運転者が死亡した。

事故当時、当該個人タクシーの後方から救急車が来たため、左に寄ったが、当該個人タクシー運転者は救急車に注意が向いており、左前方に停車中のオートバイに気付かず、追突した模様。

(7) 国際海上コンテナが落下した事故

6月22日(金)午前5時15分頃、新潟県において、同県に営業所を置く国際海上コンテナ(40フィート)を積んだトレーラが走行中、当該コンテナが落下した。

この事故による、負傷者はなし。

この分析では、わき見運転や反応の遅れなど運転者面の直接の要因だけでなく、その背景に潜む運行管理面の要因にさかのぼり、追突事故防止に効果的と思われる対策を選定しました。

これにより、経営トップ、現場管理者、運転者それぞれの役割に応じ、トラック追突事故防止のための「指針」及び「マニュアル」を作成しました。

本報告書については、運送事業者における事故防止の取組に活用していただけるよう周知していくこととしています。

○報告書

- ・ [第1分冊] 事業用自動車の交通事故の傾向分析
- ・ [第2分冊] トラックの追突事故を防止するための課題整理と対策検討
 - 別冊1：経営トップ向け指針
 - 別冊2：現場管理者向けマニュアル
 - 別冊3：ドライバー向けマニュアル など
- ・ [第3分冊] 社会的影響の大きい重大事故の要因分析

※報告書本体については、以下のリンク先をご覧ください。

(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03analysis/examination.html>)



【5. 6月は、「不正改造車を排除する運動」と「ディーゼルクリーン・キャンペーン」の強化月間です】

～ 街頭検査などを実施し、不正改造した車を市場から排除します ～

暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となっています。

また、特に大気汚染への影響が大きいディーゼル車は、使用過程車の排出ガス対策の推進や不正軽油の使用防止が求められています。

このため、国土交通省は、関係省庁、自動車関係団体等と連携し、6月を「不正改造車を排除する運動」及び「ディーゼルクリーン・キャンペーン」の強化月間として特に強気に運動します。

詳しくは、< <http://www.tenken-seibi.com/husei/index.html> >をクリック！



【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省自動車局安全政策課

* このメルマガについてのご意見は、< jiko-antai@mlit.go.jp >までお寄せください。

よくある質問（配信登録の解除方法等）

(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html>)

【参考】

* 自動車局ホームページ

(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html>)

* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ ホームページ受付 (www.mlit.go.jp/RJ/)

・ フリーダイヤル受付 0120-744-960

(平日9:30~12:00 13:00~17:30)

・ 自動音声受付 03-3580-4434 (年中無休・24時間)

* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

